

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年8月11日 09時00分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市神島南方沖 神島灯台から真方位169° 3,700m付近 (概位 北緯34° 31.0′ 東経136° 59.0′)
事故の概要	プレジャーボート晴嵐は、漂流中、また、漁船喜三郎丸は、漁労中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月31日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 晴嵐、2.6トン 242-31230愛知、個人所有 B 漁船 喜三郎丸、1.0トン ME3-65614（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷中央部外板に亀裂及び同部付近ハンドレールに曲損 B 船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣りの目的で機関を停止して漂流していた。 船長Aは、釣りをしていたところ、B船を認めたものの、B船が船首方を通過して神島南西方沖へ航行していくように見えたので、漂流を続けた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約2～3ノットの対地速力で航行しながら漁獲物をローラで巻き揚げていたところ、船長Bが、右舷前方にA船を認め、そのままA船の船首方を通過できると思い、漁労作業をしていて前方のA船を注意していなかった。
分析	A船は、漂流中、船長Aが、B船が船首方を通過するものと思い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船が衝突のおそれのある態勢で接近していることに気付かなかったものと考えられる。 B船は、漁労中、船長Bが、右舷前方のA船に接近していることを認めたが、A船の船首方を通過できると思い、漁労作業をしていて見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。

原因	本事故は、A船が漂流中、B船が漁労中、船長Aが、B船が船首方を通過するものと思い、B船に対する見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、A船の船首方を通過できると思い、漁労作業をしていて見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。